

芦別市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年 1月30日
芦別市農業委員会

第1 基本的な考え方

芦別市農業委員会は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を以下のとおり定める。

本市の農業は、国内外の経済動向により不安定な状況にある他、担い手の減少や高齢化等、取り巻く環境は厳しいものがある。

そうした中で、本市においても、ユーターン後継者は一定程度いるものの新規就農については、農業技術の習得が可能であっても、就農地の選定や資金確保など困難な状況がある。また、全体としては農業従事者の高齢化、担い手不足は依然として課題であるという状況であることから、担い手への農地の集積を図るとともに、各関係機関が連携し後継者や新規就農者等多様な担い手を確保し、農業の持続的発展に取り組む必要がある。

以上のような観点から、芦別市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和6年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|-----------------|----------------|-----------|------------------|
| 現 状 (令和2年3月) | 3,550ha | 0ha | 0% |
| 目 標 (令和6年3月) | 3,540ha | 0ha | 0% |

【目標設定の考え方】

現在、遊休農地面積は0haなので、今後、新規発生及び再発生する遊休農地について、解消を目指していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止等の一層の強化を図るため、利用状況調査を実施し、遊休化のおそれのある農地を把握する。

- ② 利用状況調査等の結果により、荒廃農地と区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。
- ③ 利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

- (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法
 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 (A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|-----------------|----------------|---------|----------|
| 現 状 (令和2年3月) | 3,550ha | 3,231ha | 91.0% |
| 目 標 (令和6年3月) | 3,540ha | 3,317ha | 93.7% |

【目標設定の考え方】

令和3年度から令和5年度まで3年間かけて、上記目標値を達成する。
 1年間の担い手への農地利用集積は、28ヘクタールを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を考慮した農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数 | 新規参入者取得面積 |
|-----------------|--------|-----------|
| 現 状 (令和2年3月) | 1 経営体 | 0. 3 ha |
| 目 標 (令和6年3月) | 2 経営体 | 4. 0 ha |

【目標設定の考え方】

新規参入については、現状を踏まえ令和6年3月までに2経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

市、農協、普及センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

芦別市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、芦別市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力